

令和8年度 機構・定員要求のポイント

本年6月に決定した「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、

1. 福島復興局の体制強化（現場の最前線に新たな拠点を整備）
2. 地震・津波被災地域の中長期的課題について、政府全体の施策の活用等支援を図るための体制強化を図るための機構・定員要求を主に行う。

1. 福島復興局の体制強化

- ・ 福島復興局に、「副局長」を新設要求（整備する新拠点への常駐を想定）

2. 地震・津波被災地域（岩手・宮城）の中長期的課題に係る支援体制強化

- ・ 本庁に、「参事官」（地震・津波被災地域の中長期的課題に係る支援担当）を新設要求
（※）岩手・宮城復興局から、本庁が直接支援する体制に移行（復興局定員の振替、局長・次長ポストの振替・廃止）

3. その他

- ・ 本庁参事官を、1名減（地震・津波被災地域におけるハード整備等の進捗に伴う見直し）
（※）復興庁全体の定員数は、被災地の復興に必要な規模を維持